

ケースデンキ高松春日店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、法5条第1項の規定によりなされた届出に対して意見を述べたので、法第8条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月6日

香川県知事 浜田 恵 造

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ビッグ・エス 高松市多肥上町1210番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケースデンキ高松春日店 高松市春日町149番地1ほか
- 3 届出年月日
平成23年9月21日
- 4 意見の概要
北方面への来客の退店について、出入口3から信号機のある八反地交差点へ誘導する等、大きな迂回を必要としない経路を検討すること。
- 5 意見を述べた日
平成24年4月2日
- 6 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成24年4月6日（金曜日）から同年5月7日（月曜日）まで